

宇和島市民協働のまちづくり推進指針改訂案_概要

1. 指針の改訂について

現行指針の**良い点は残しつつ、現状に即した協働の在り方を指針に盛り込む**ため、現行の指針に対し、これまで庁内にて収集した現行指針の課題について、第1回策定委員会にてご提案させていただきました。

第1回策定委員会において事務局からの提案及び委員の皆さまからいただいたご意見・アンケート結果を踏まえ、第2回策定委員会にて事務局案をご提案いたします。

今回、事務局案に対して、策定委員会委員の皆さまへ加筆・修正についてのご意見をいただくものです。

【指針改訂の概要】

構成	項目	現行	第1回策定委員会		第2回策定委員会
			【事務局案】	【策定委員会からの意見】	【事務局案】
はじめに	指針策定の趣旨	<p>これまでの社会情勢の変化に伴い、市民の生活や価値観も変化し、行政へのニーズは複雑多岐におよび、行政サービスが年々肥大化してきました。同時に、それらの公共サービスは、行政が担うものという意識が市民にも行政にも根付いています。</p> <p>また、人口構造、コミュニティ、福祉、雇用、産業、環境などさまざまな分野で課題を抱えながら、行財政改革に伴う大幅な予算や職員の削減が進み、従来の住民サービスを行政だけで維持することが困難な状況となっています。</p> <p>そのため、本市では「市民と行政の協働のまちづくり」を市政運営の基本方針のひとつとして位置づけ、取り組むこととしています。</p> <p>◇◇◇ 「協働のまちづくり」とは、異なる発想と行動力を持つ市民と行政が、対等のパートナーとしてお互いの役割と責任を意識し、住みやすい宇和島市を協力してつくっていくことです。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在もごみの分別運動や自主防災活動で実施されているように、様々な分野で住民組織や市民団体の活動としてすでにあるものです。そして、単に行政が負担を軽くするために、責任を住民や団体等に押し付け業務を委ねるものではありません。公共的課題の解決という目的を、住民、市民団体、企業等と行政が共有し、公共的サービスの在り方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。</p> <p>◇◇◇ 本指針は、全ての市民と行政が、お互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特色や個性を活かしながらまちづくりに協力・連携していくための共通のルールを定めたものです。 この指針が、今まで培ってきた協働を更に推進し、安心して暮らせる「宇和島市」を実現する一助となることを願います。</p>	<p>本市における地域課題の解決、協働のまちづくりと新しい公共空間の形成を進めるにあたって、市民と行政が協働の考え方や進め方についての目標を掲げ、市民と行政がまちづくりの価値観を共有するための、基本方針を定めたものです。</p> <p>また、「宇和島市総合計画」の基本構想を実現するための理念であるとともに、総合計画で定めるまちづくりの基本的方向に沿い市民・行政・自治会・市民活動団体・民間NPO団体・中間支援組織・外部人材・企業等が協働することによって、施策の展開を後押しするものです。</p>	特になし	<p>これまでの社会情勢の変化に伴い、市民の生活や価値観も変化し、行政へのニーズは複雑多岐におよび、行政サービスが年々肥大化してきました。同時に、それらの公共サービスは、行政が担うものという意識が市民にも行政にも根付いています。</p> <p>また、人口構造、コミュニティ、福祉、雇用、産業、環境などさまざまな分野で課題を抱えながら、これからの住民サービスを行政だけで維持することが困難な状況となっています。そのため、本市では「協働のまちづくり」に取り組むこととします。</p> <p>「協働のまちづくり」とは、異なる発想と行動力を持つ市民と行政が、対等のパートナーとしてお互いの役割と責任を意識し、住みやすい宇和島市を協力してつくっていくことです。</p> <p>これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在もごみの分別運動や自主防災活動で実施されているように、様々な分野で住民組織や市民団体の活動としてすでにあるものです。 そして、単に行政が負担を軽くするために、責任を住民や団体等に押し付け業務を委ねるものではありません。地域課題の解決という目的を、多様な主体（市民、行政、自治会、NPO団体、中間支援組織（注2）、外部人材、企業等）が共有し、公共的サービスの在り方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。</p> <p>（注1）-多様な主体とは- 市民、行政、自治会、NPO団体、中間支援組織、外部人材、企業等の協働のまちづくりに関わる個人・団体</p> <p>（注2）-中間支援組織とは- 多面的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会とNPOの変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者とNPOの仲立ちをしたり、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」 -内閣府「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」から引用-</p>
第1章	指針策定の目的	<p>地域の課題を解決するために、協働のまちづくりと新しい公共空間の形成を進めるにあたって、市民と行政が協働の考え方や進め方等についての目標を掲げ、市民と行政が協働のまちづくりの価値観を共有するために基本的な方針を定めたものです。</p> <p>（1）協働の理念について、市民と行政が共通の理解を深める。 （2）新たな地域コミュニティを形成する。 （3）市民活動を促進する。 （4）市民参画制度の拡充を図る。</p>	<p>◆参画する主体 現行指針では、箇条書き形式となっているが作文形式としてはどうか。 市民参画する主体を「市民」と「行政」のほか、「中間支援組織」「外部人材」等が参画することについて触れた内容としてはどうか。</p> <p>◆目指すべき協働の姿 「市民」「行政」のほか、「中間支援組織」「外部人材」等も含めた協働の推進によって、市長公約でもある「ひとつづくりを核としたまちづくり」を目指す旨を、目的に明記してはどうか。</p> <p>※現行指針における市民とは、「本市に住む全ての個人と自治会、公民館等の地域組織やボランティア団体及びNPO法人等の市民活動団体や農協、漁協、森林組合、商工会議所、商工会などの公共的団体や企業等を含んだ総称」です。</p>	<p>■参画する主体 ・中間支援組織とは、NPO 活動やボランティア活動を行う方達を支援するという意味合いでできた組織。市民の方やNPO 団体等の活動がし易くなる環境づくりをしようというのが、当時から中間支援組織の大きな役割と認識。</p> <p>・中間支援組織について、指針の中で注釈を入れるといい。</p> <p>・あらゆる世代のヒトが協働の担い手であってほしい。明確に表現するとすると、「次世代を担う人材の育成」という表現にする方法も検討。</p>	<p>本指針は、地域課題の解決と人材の育成を効果的に推進し、「協働のまちづくり」を進めるため、多様な主体（注1）が互いに力を合わせて協力し活動する協働の取組についての考え方やルールなどの基本的な方針を定めたものですが、指針が策定された平成21年3月から13年が経過し、現状に即した協働の在り方を見直し、指針を改訂する必要が生じました。</p> <p>市民をはじめとした多様な主体（注1）が、それぞれの得意分野を生かして助け合うための考え方やルールなどの基本的事項の共有化を図り、協働を推進するための理解を深めることが重要です。 そのため、全ての世代の人が協働の担い手であることを認識するとともに、次世代を担う人材の育成によってこれまで以上に協働のまちづくりを推進することができます。</p> <p>※箇条書きから文章形式へと更新。</p>

第2章	宇和島市の現状と課題	<p>少子高齢化、若年者を中心とした人口流出が進み、本市を取り巻く情勢が大きく変化している。</p> <p>基幹産業である第一次産業の低迷という内的要因と国の三位一体改革や世界的な不況の影響など外的要因が重なり、地域雇用、市の財政も非常に厳しい状況の上、行財政改革に伴う大幅な予算・職員の削減が進み、従来の住民サービスを維持することも困難な状況。</p> <p>一方で、社会的課題に対応した各種市民団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難な団体も見受けられる。</p> <p>まちづくりの担い手として、既存の市民団体の支援と同時に新たな団体の育成に務め、市民と行政とが協働できる体制を確立する必要がある。</p>	<p>■社会的背景の加筆・修正 「人口減少」の推移やそれに伴った地域のつながりの低下による孤独孤立化への対応、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興を推進する上で欠かすことのできなかった市民・行政以外の中間支援組織や外部人材等とも連携した協働を強化していく必要性について、社会的背景を踏まえて記載したい。</p> <p>また、本市を取り巻く社会的背景として、人口減少のほか近年の課題である「新型コロナウイルス感染症の影響や孤独孤立問題の顕在化、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害への備えが必要であること」を加筆したい。</p> <p>■人口減少を表す人口推移グラフの加筆・修正 本市における人口推移（年齢構成別）を更新したい。</p> <p>■協働関係の比較イメージの加筆・修正 比較対象が、「市民」と「行政」となっているため、「中間支援組織、外部人材等」の連携も見える形にイメージも更新したい。</p>	<p>■社会的背景 自治会は生活を支える基本的な単位であり存在価値をどう見出していくかが大事となる。</p> <p>災害時には自治会の役割が大事であり自治会が果たしている役割をしっかりと住民同士が話し合い、理解することが重要と認識。</p>	<p>少子高齢化、若年者を中心とした人口流出が進み、本市を取り巻く情勢が大きく変化しています。</p> <p>また、基幹産業である第一次産業の低迷という内的要因と国の地方創生や世界的な不況の影響など外的要因が重なり、地域雇用、市の財政も非常に厳しい状況の上、行財政改革に伴う大幅な予算・職員の削減が進み、従来の住民サービスを維持することも困難な状況です。</p> <p>一方で、社会的課題に対応した各種市民団体が誕生する中、高齢化が進み、活動が困難な団体も見受けられます。</p> <p>また、自治会長に実施したアンケート調査によると、殆どの自治会で主たる構成員を60代、70代以上が占めています。また、役員のなり手がいないという課題もある中、課題解決の取組はしていないとの回答が多く、課題を抱えていながらも少子高齢化が進み自治会単独では打ち手が無い状況が窺えます。</p> <p>そして、NPO団体に実施したアンケート調査では、多くの団体が構成員の高齢化（60代、70代以上）の問題を抱えているほか、年間活動予算においても、100万円未満の団体が3/4を占めており小規模な団体が多く存在します。また、活動の分野においては、団体単独で活動している団体活動している団体が多く、他団体や他機関、行政と協働した活動が重要（37団体が重要・かなり重要と回答）と回答しています。</p> <p>まちづくりの担い手として、既存の市民団体の支援と同時に新たな団体の育成に務め、市民と行政とが協働できる体制を確立する必要があります。</p> <p>※以下のとおり図・イメージを更新します。 ■人口減少を表す人口推移グラフの加筆・修正 本市における人口推移（年齢構成別）を更新する。</p> <p>■協働関係の比較イメージの加筆・修正 比較対象が、「市民」と「行政」となっているため、「中間支援組織、外部人材等」の協働の担い手の連携も見える形にイメージを更新する。</p>
-----	------------	---	--	--	---

第3章	協働の考え方	<p>(1) 協働とは 「協働」とは、複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することを言います。 この指針における協働は、市民と行政が相互に理解と信頼の下、目的を共有し、連携・協力して本市の課題を解決したり社会的課題に対応していくことです。</p> <p>(2) 協働の目的 宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域の多様な主体がお互いに足りないところを補い、市民と行政とが助け合う体制の確立を図ることを目的としています。</p> <p>(3) 協働のパートナー すべての市民を行政との協働のパートナーとし、対等な立場で共通の目的・目標を持って、互いの立場の違いと役割・責任を理解した上で、互いの特性や長所を活かして協力連携する関係を築きます。ただし、宗教活動、政治活動、法令又は公序良俗に反する活動をする団体は行政のパートナーとすることはできません。</p> <p>(4) 協働の役割 協働を推進するためには、行政と市民がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取組まなければなりません。</p> <p>①市民の役割 行政では取り組みが難しいと思われる課題に対しても、持っている知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用し、地域の課題を解決することに努めます。</p> <p>②地縁組織の役割 個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するために、様々な団体や人材を結びつけて地域内で新しいコミュニティを形成し、豊かな社会づくりに努めます。</p> <p>③企業・事業者の役割 企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。そのためには、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域活動や市民団体等の活動に対して、人的な支援のほか持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援することも大切です。</p> <p>④行政の役割 広報紙やホームページの内容充実及び懇談会やタウンミーティングを開催し、市民と行政との情報・意識の共有化を図ります。また、新たなまちづくりの担い手の育成・支援に努めます。</p> <p>(5) 協働の領域 市民と行政は、ともに社会性、公益性の高い活動を行うものであるため、活動領域が重なり合うことがあります。このことを十分理解し、お互いの特性を生かした協働を進めることが重要です。</p> <p>組み合わせとして「市民と市民の協働」、「行政と行政の協働」、「市民と行政の協働」があるが、この中で、立場や性質がまったく異なる「市民と行政の協働」については一定のルールが必要となってきます。</p> <p>それぞれの領域は時代によって変化していくものと考えられるため、社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していくことが必要です。</p>	<p>■協働の姿について 「協働」「協働の基本原則」「協働の必要性」「協働の領域と形態」、「協働によって期待できる効果」、本市が目指す協働の姿をイメージ図にて記載したい。</p> <p>■協働 「中間支援組織・外部人材等」を加筆してはどうか。</p> <p>■協働の目的 体制の確立は協働を進めていくための環境づくりであって目的ではないため、協働の目指す姿を具体的に記載してはどうか。</p> <p>■協働の役割 対象が少ないため、「住民」「自治会・地域コミュニティ」「NPO団体」「企業」「大学」「外部人材」「行政」といった対象が必要ではないか。</p> <p>■協働の姿・領域 ・分かりやすさが大事であるため、協働の姿・領域をイメージ図にして分かりやすく伝わりやすいものにした方がよい。</p> <p>■SDGsについて ・命を守ることに必要なコミュニティ体制の構築とは自主防災組織や自治会に関するところか。具体的な言葉で表現した方がイメージが湧きやすい。</p> <p>・災害に関しては、「三者連携」や企業を含めた「四者連携」という表現もする。</p> <p>■協働によって期待される効果 防災の視点を加筆してはどうか。「自助→共助→公助」といった原則論の中で、協働によって生み出す助け合いや、命を守ることに必要なコミュニティ体制の構築等の解説」を加筆してはどうか。 各主体ことでの明記は止め、協働の手法を列記し、各手法によって期待される効果を記載してはどうか。</p>	<p>(1) 協働の領域 ①「協働」とは 「多様な主体が、互いに共通する課題の解決や目的の実現のため、対等な立場でともに力を合わせて協力して活動すること」です。互いの特性を認め、対等な立場で主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して活動を行うことが重要です。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画するなど、協働の組み合わせは様々です。</p> <p>②協働の目的 宇和島市の恵まれた自然と共生し、地域特性を生かしたまちづくりを推し進めるために、地域の多様な主体がお互いに足りないところを補い、それぞれが助け合う体制の確立を図ることを目的としています。</p> <p>③協働のパートナー 多様な主体が、対等な立場で共通の目的・目標を持って、互いの立場の違いと役割・責任を理解した上で、互いの特性や長所を活かして協力連携する関係を築きます。</p> <p>④協働の役割 協働を推進するためには、多様な主体がそれぞれの役割を認識しながら、特性を活かして主体的・積極的に取組まなければなりません。</p> <p>ア 市民の役割 個々の力を生かし、まちづくりに積極的に参加するよう努めます。また、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。特に多様な主体による地域課題解決活動については解決に向けた取組への参加に努めます。</p> <p>イ 地縁組織の役割 個人では解決が困難な地域に密着した課題を解決するために、様々な団体や人材が協働してネットワークを強化するとともに豊かな社会づくりに努めます。</p> <p>ウ 企業・事業者の役割 企業も地域の一員として、積極的にまちづくりに参加していくことが大切です。そのためには、従業員が社会貢献活動に参加しやすい環境を整備し、地域課題解決型の活動に対して、人的な支援のほか持っている情報や技術、ノウハウ等を提供し、活動を支援することが大切です。</p> <p>エ 行政の役割 広報誌やホームページ・SNS等の内容充実及び懇談会やタウンミーティング、パブリックコメント等を通じ、多様な主体との情報。意識の共有化を図るとともに、加えて、協働のまちづくり活動に当事者意識を持ち参加するよう努めます。また、協働によるまちづくりの担い手育成、支援等についての仕組みを整備します。 協働のまちづくりのための方策の立案に努めます。</p> <p>⑤協働の領域 多様な主体がそれぞれ主体的に担う活動のほか、互いに協働の活動領域が重なり連携して行う活動があります。そして、社会貢献活動に関心を持つ企業等も協働に参画する等、協働の組み合わせは様々です。</p> <p>※協働の目的（目指す姿）・領域をイメージ図で記載します。</p>	
-----	--------	--	--	--	--

第4章	協働の必要性と背景	<p>(1) 地方分権への対応 平成12年4月に「地方分権一括法」が施行されたことにより、自治体の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定、自己責任等あらゆる面で自立したまちづくりを進めていく能力が求められています。 そのため、市は平成20年3月に策定した「第一次宇和島市総合計画」において、「市民と行政の協働のまちづくり」を市政運営の基本方針のひとつとして位置づけ、取り組むこととしています。</p> <p>(2) 地域コミュニティの低下 少子高齢化社会の進行と人々の移動性・流動性の高まりによって、個人主義的傾向も強まっています。このような中で、人間関係が形成されず、地域の求心力の低下を招き、地域社会の支え合う関係の脆弱化が進んでいます。 特に本市においては、若年層を中心とした人口流出によって地域社会の構成員が減少し、これまで地域コミュニティが果たしてきた機能が低下しているため、そうした実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となっています。</p> <p>(3) 多様化する市民ニーズへの対応 地方分権の進展と産業・経済をめぐる環境の深刻化で、今後もより一層多様化・高度化することが予想される市民ニーズに対し、市民と行政がお互いに協力してまちづくりに取り組んでいくことが重要です。</p> <p>(4) 市民の参画意欲の高まりと社会貢献活動の広がり 地域社会においては、自治組織、女性組織、NPO法人やボランティア団体など、多くの分野で市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まってきています。 今後は、より様々な団体の社会貢献活動を活発化させ、人と人のつながりを強め、地域全体の活力を高めて行く必要があります。</p> <p>(5) 行財政改革への対応 厳しい財政状況の中で、持続可能なまちづくりを進めるためには、抜本的な行財政改革が必要です。限られた財源の中で、市民と行政が互いの役割を自覚し、市民満足度を高めた新しい行政の在り方が必要です。</p>	<p>■構成 協働の必要性については、「第3章協働の基本的な考え方」で現状を踏まえて必要性を整理してはどうか。</p> <p>■地方分権への対応 表現を「地方創生」の文脈へ変更してはどうか。「第一次宇和島市総合計画」における位置づけを「第二次宇和島市総合計画」における位置づけとして修正してはどうか。</p>		<p>※第2章の宇和島市の現状と課題と重複するため、削除としたい。</p>
-----	-----------	--	--	--	---------------------------------------

第3章	協働の考え方	<p>(1) 協働事業のプロセスの確立 市民と行政の従来の関係は、行政主導の色合いが強かった印象が否めませんが、これからは、あくまで対等の立場を保ち、地域の課題や事業等の目的を共有し、それぞれの得意分野を生かして、より効果が期待できる体制づくり（協働）が必要です。</p> <p>(2) 協働の手法 協働によるまちづくりの手法は、次に挙げるようなものがあります。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい方法で実施することが大切です。</p> <p>■情報提供・情報交換 市民と行政などのパートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供しあって共有してゆく手法です。地域課題、市民ニーズの把握や取り組みアイデアの発掘が期待できます。</p> <p>■共催 複数のパートナーが、役割、責任、リスクなどの分担を明確にししながら、ともに主催者となって事業を行う手法です。それぞれの知識や特性を生かすことで、単独主催よりも事業内容の充実が図られます。</p> <p>■後援 主催者が実施する事業に対して、ほかのパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法です。金銭的な支援ではなく、名義使用などに複数のパートナーが協力することで事業の信頼度を増やすことが期待できます。</p> <p>■実行委員会・協議会 複数の団体等が構成員となって新たな組織をつくり、それが主催者となって事業を実施する手法です。事業の初期の段階から各種団体が参画し、適切な協働関係を構築しやすいため、規模の大きな事業を実施する場合に効果的です。</p> <p>■補助 活動資金に課題を抱えるパートナー（団体等）に対して、他のパートナー（行政等）が補助金等の名目で財政的支援をする手法です。</p> <p>■委託 主に行政が、自主事業をパートナーである個人や民間団体等に委ねる手法です。パートナー（委託先）の専門性、柔軟性などの特性を生かすことで、より良いサービスや効率的な事業運営が期待できます。</p>	<p>■加筆・修正 「協働の役割分担」や「協働によって進められる分野（事業）」を記載してはどうか。協働の進め方（PDCAサイクル）をイメージ図を更新してはどうか。</p> <p>■加筆・修正 協働を進める上での環境（体制づくり）について記載してはどうか。多様な主体が連携して進める体制づくりを、「推進体制づくり」「情報共有・市民活動への支援」「人材育成」のカテゴリで整理してはどうか。</p>	<p>■協働について ・協働の手法について、時代にあった手法を加えていくことは良いが、指針に記述されない分野の方は協働していないということになる。全員が協働するということを一文入れた方が良い。</p> <p>・昨今、「当事者意識」ということが言われている。自身がその場にいたらどうするのか。関係者だったらどうするのかという意識を持つことが大事。 例として、ふるさと納税でそのまちを応援したいという方々もいる。そういう方々も協働の一員として考えていけると良い。</p>	<p>(2) 協働の形態 市が市民や自治会、NPO団体、中間支援組織（注1）、外部人材、企業等との協働により推進するまちづくりの形態は、次に掲げるように様々なものがあります。 また、事業の内容や目的に応じて、最もふさわしい形態で実施することが重要です。</p> <p>①補助・交付金・・・自治会や市民活動団体等が主体的に行う事業に市が支援を行う形態 （例：地域づくり交付金など）</p> <p>②後援・・・自治会や市民活動団体等が主体的に行う事業に、市が後援名義の使用を認め、事業を後押しする形態 （例：NPO団体等が主催する地域イベント等）</p> <p>③共催・・・自治会や市民活動団体等と市が共に主催者となり、事業を行う形態 （シンポジウムなどの共同開催など）</p> <p>④事業協力・支援・・・自治会や市民活動団体等と市等が、一定期間継続的な関係で協力し合う形態</p> <p>⑤情報提供・情報共有・・・それぞれが持つ情報を提供し合い、情報を活用する形態 （情報共有会議の開催・参加）</p> <p>⑥実行委員会・・・自治会や市民活動団体等と市が実行委員会を組織し、事業を行う形態 （イベント実行委員会など）</p> <p>⑦政策提言・・・自治会や市民活動団体等が持つ専門知識などから生まれる施策を市に提案し、政策形成に取り入れる形態 （各種審議会など）</p> <p>⑧委託・・・より効果的に事業を実施するため、優れた特性を持つ自治会・NPO団体等に市の事業を委ねる形態 （業務委託など）</p> <p>※各①～⑧の協働の形態が協働の領域（B）～（D）のどこにあてはまるかイメージ図で分かりやすく整理します。（A）は市民等の、（E）は行政の領域</p> <p>(3) 協働を活用する流れ PDCAサイクルのイメージ図で記載します。</p>
-----	--------	--	--	---	---

<p>第4章</p>	<p>協働を推進する体制づくり</p>	<p>(1) 協働のまちづくり推進体制の整備 市民と行政が協働の理念を理解し、よりよいまちづくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協調的に活動を推進していくことができる環境づくりに努めます。</p> <p>(2) 市民と行政との情報・意識の共有化 市民同士、また市民と行政が、お互いに持っている情報を分かりやすいかたちで積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図り、相互の信頼関係を構築していきます。</p> <p>(3) 多様な分野における市民の参画・協働の促進 市民と行政による協働の取り組みを広げていくために、公共的な取決めごとを進める過程で市民が参画できる機会を保障するとともに、審議会における公募委員制度・パブリックコメント制度等も充実していきます。</p> <p>(4) まちづくりの担い手の育成 協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が求められています。まちづくりに係わる人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねて行く中で、必要な知識や技術力を身につける研修会等の充実を図っていきます。</p>	<p>■協働する分野（事業）の設定 各分野において、課題解決のために多様な主体が連携して取り組んでいる内容を整理してはどうか。</p> <p>■協働する分野（事業）ごとの取組事例を紹介 取組事例又は今後取組予定の事例を協働する分野ごとに整理してはどうか。</p> <p>■NPO団体等へのアンケート結果について 今後予定しているアンケートの結果を分析し、現在、本市で行われている協働の活動内容、活動地域を整理して記載してはどうか。 また、協働を進めていく上で、団体や企業が課題と考えている内容も整理し、今後、協働を進めていく上で、求められている内容を記載する。</p>	<p>特になし</p>	<p>(1) 協働のまちづくり推進体制の整備 多様な主体が、協働のまちづくりの理念を理解し、より良いまちづくりに向けて、自発的かつ協力的活動を推進することができる環境づくりに努めます。</p> <p>(2) 多様な主体との情報・意識の共有化 多様な主体が地域課題の解決に向けてお互いに持っている情報を分かりやすい形で積極的に提供し、共通理解を深め、意識の共有化を図ることによって、相互の信頼関係の構築に努めます。</p> <p>(3) 多様な分野における参画・協働の促進 多様な主体による協働の取り組みを広げていくには地域のニーズの把握、事業の構築、担い手の育成等を推進することが大切です。さらには、そのための仕組みづくり・支援体制の構築を図っていく必要があります。</p> <p>(4) まちづくりの担い手の育成 協働を実現するためには、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が求められています。まちづくりに係わる人材の育成には時間が必要であり、協働事業を一つ一つ積み重ねて行く中で、必要な知識や技術力を身につける研修会等の充実を図っていきます。</p>
------------	---------------------	--	--	-------------	--